

認定事例

(災害補償課)

**梯子乗りの技の訓練中に転落しそうになり右肩を捻り脱臼を起こした者が、
治ゆ後、たびたび亜脱臼を起こした事案（障害等級：第12級（準用）及び再発の適用）**

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員
災害発生当時24歳

2 災害発生状況

N年12月6日20時00分ごろ、梯子乗りの技の訓練中にバランスを崩し、右手で梯子の主かんをつかんだが、転落し右肩を捻り脱臼を起こした（災害発生前に脱臼歴なし）。

症状固定後、仕事や日常生活の中でたびたび亜脱臼を起こすようになった。

3 傷病名

(当初) 右肩関節脱臼
(治ゆ後) 右肩関節唇損傷、右習慣性肩関節脱臼

4 経過

N年12月6日 右肩関節脱臼と診断、整復を受ける

12月25日 治ゆ（症状固定）（受診回数：5回）

このとき、医師からは痛みが出たら受診するよう指示をうける。以後、数回にわたり亜脱臼を起こす

(治ゆから5年後)

12月末 右肩を挙げた際に亜脱臼のような痛みがあり、受診したところ手術を勧められる

翌年1月11日 手術（肩関節唇形成術）を施行

5 残存する障害

- (1) 自覚症状 右肩痛
- (2) 他覚症状 右肩関節脱臼を認めた

【説明】

障害補償は、公務に起因する傷病により療養していた者が、身体に一定の障害を残して治ゆ（症状固定）したときに、その障害によって生じた一般的な労働能力の喪失又は減少に伴う損失を補填するために支給されるものであり、その障害の程度に応じ、障害等級第1級から第7級までの該当者には障害補償年金を、第8級から第14級までの該当者には障害補償一時金を支給するものである。

本件に関して、障害の程度に関する証明書で担当医から残存障害の可能性を指摘されているのは、右肩痛と右肩関節脱臼である。

その上で、医学的知見によれば、

① 肩関節脱臼では、基本的には脱臼の整復を受けることになるが、そのときにしっかり治しておかないと脱臼が癖（「習慣性脱臼」と言われる状態）となる。

② 本件のように公務災害ではじめて脱臼し、治ゆ後も定期的に脱臼又は亜脱臼を繰り返すというのは、まさに公務傷病により生じた習慣性脱臼と言えるものである。とのことであった。

なお、レントゲン画像等からも、以上の考えと矛盾する所見は認められない。

したがって、本件は公務による肩関節脱臼が習慣性脱臼に移行したものと考え、関節の機能障害として準用等級第12級に該当するものとして判断した。

次に、習慣性脱臼に係る療養について検討する。

「再発」とは、公務により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷

病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいうとされている（昭和56年12月25日付け地方公務員災害補償基金理事長通達『傷病が再発した場合における事務取扱いについて』）。また、これは、当該傷病がいったん治った後に、自然的経過により症状が悪化した場合又は当該傷病について、もはや医療効果が期待できないために治ゆと認定した後に、医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合をいうとされている（昭和56年12月25日付け地方公務員災害補償基金企画課長通達『「傷病が再発した場合における事務取扱いについて」の実施について』）。この取扱いを参考にして、本件の再発の適用の可否について判断するにあたり、ポイントとなる

のは、公務傷病である右肩関節脱臼がいったん治った後に、自然的経過により右肩関節脱臼の症状が悪化し、習慣性脱臼の状態に至ったため、再び療養（通院や入院）が必要となったと認められるかどうかである。

この点については、医学的知見によれば、前述のとおり公務傷病により生じた習慣性脱臼であり、脱臼を繰り返さないようにするため手術を受けた方がよいので、公務災害発生から5年後の手術に係る療養については、再発の適用があるものと判断した。

- 【参考】** 障害通知における上肢の障害（準用）の取扱いは、次のとおりである。
- ・習慣性脱臼は、関節の機能障害として準用等級第12級とする。